



第三回定例会

防災建築促進制度の早期実現を

国・都に意見書

墨田区議会第三回定例会は、さる九月二十日から二十九日までの十日間にわたって開かれました。

この定例会では、六名の議員が一般質問を行ったほか、区長から提出された総額三億二千八百五十四万五千円にのぼる一般会計補正予算など議案十三件、請願・陳情九

件を議決しました。また、昭和五十二年年度の一般会計と国民健康保険特別会計の決算審査を決算特別委員会に付託しました。さらに、議員提出議案として出された「耐震不燃化建築の促進助成等に関する意見書」を議決して閉会しました。

初日の二十日には冒頭に、七各党一名が質問を行ったところ、月一日付で就任した議員選出監査委員からあいさつがあり、続いて一般質問に入り、自民・公明・共産・社会・新自由クラブ 事に入り、区長から提出された

九件の議案について提案理由の説明があり、それぞれ所管の委員会に審査を付託し、続いて、教育委員の欠員補充と任期満了による後任者の任命同意議案を全会一致で同意しました。また、区議会に提出された請願九件、陳情一件をそれぞれ所管の委員会に付託しました。

最終日の二十九日の本会議では、各委員会で審査した議案を可決し、請願・陳情については別掲のとおり決定しました。次に、区長から提出された墨田区中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整に関する条例他一件の議案を委員会付託を省略して、いずれも原案どおり可決しました。同じく、区長から提出された昭和五十二年一般会計及び国民健康保険特別会計歳入歳出決算が上程され、十八名の委員で構成する決算特別委員会を設置し、次の定例会までに審査をすることになりました。

財源獲得大会を開催

十月二十六日

十月二十六日午後一時から千代田区の九段会館において特別区財源獲得大会が開かれます。これは、東京二十三区特別区財源獲得大会が行われる中、特別区が主催して行うもので、住民代表や区議会議員が一堂に参集し、特別区財政の窮状を訴えて、国・都に改善を要求しようというものです。



東京にある二十三区「区」は大阪市や横浜市「区」とは名称は同じでも中身は全く違います。大阪市や横浜市「区」は単に行政の利便のために区分した「行政区」ですが、東京都にある「区」は地方公共団体の一つで、いわば「市」と同じで、「特別区」と呼ばれています。ところが市と同じ自治体でも市より権限が制限されており、特に財政の面では制約が多く、議員が一堂に参集し、特別区財政の窮状を訴えて、国・都に改善を要求しようというものです。

使える財源を必要とし、それには、現在の制度を改革してゆく必要があります。二十三区の区議会は、一体となってこの現行制度改善のために「特別区財源獲得大会」を開いて、次の事項を決議し、国・都に要望する予定です。一 超過負担の完全解消 一 単価差、数量差、対象差、認可差をなくす 一 地方交付税率の引き上げと適正配分 一 起債権を当面市なみに是正 一 特別区の自主性を尊重した都区財政調整 一 特別区に国有跡地の優先活用 一 福祉事業など、住民の身近な仕事を早く区へ移す

52年度決算

審査始まる

今定例会最終日、区長から昭和五十二年一般会計及び国民健康保険特別会計歳入歳出決算が提出されました。

決算は、その年の区の収入がどうであったか、支出がどこにどのように使われたかを知る上で、重要なものです。

区議会では、この決算を審査するため決算特別委員会を設置して、そこで慎重に審査をすることとしました。

今定例会は、九月二十九日閉会しましたが、決算審査は閉会後も継続して審査をすることとなり、十月二十三日から、同特別委員会を四日間開会して審査をする予定です。

決算特別委員会委員は次のとおりです。

決算特別委員会委員名簿

- ◎ 沖山 満 ○ 武ノ内啓次郎
- 青木 良平 初沢 英夫
- 小早川恵子 石橋 正夫
- 柴田 昌男 早川 幸一
- 原 正義 村瀬 政幸
- 桑名梅佐久 並木 保雄
- 蘭田 隆明 矢口甲子夫
- 寒川 直 山崎 政吾
- 島村 福蔵 甚野 緑

採択としたもの

- ◇都市計画道路沿線の建築制限緩和に関する請願
- ◇公園の美化に関する請願 (意見) 趣旨にそうよう努力されたい。
- ◇保健指導の充実に関する請願

不採択としたもの

- ◇総武線高架軌道への防音装置設置に関する請願 (意見) 適切な措置が講じられるよう関係当局に働きかけられたい。

議決した意見書・決議(要旨)

耐震不燃化建築の促進助成等に関する意見書

墨田区は軟弱な地盤、木造家屋の密集などで災害に弱いといわれ、特に大地震に襲われた場合の被害は極めて大き

なものになると予想されます。区でも防災施策を重点的に種々対策を講じていますが、根本的には建物の耐震不燃化を図る以外に解決しないと考えます。

したがって、不燃化建築の促進を図り、大震災から人命を

救うため、国において検討中の「防災建築促進制度」の早期実現と都市計画法に基づく道路拡幅計画路線における建築制限を見直すよう強く要望します。

内閣総理大臣、大蔵大臣 建設大臣、東京都知事あて

請願・陳情

今定例会では、十件の請願・陳情が住民のみならずから提出され、それぞれ所管の常任委員会に付託し慎重に審査をしました。その結果、次の九件について結論を出しました。

◇通称「吾嬬放射線通り」の歩道拡幅等に関する請願 (意見) 関係機関と協議の上趣旨にそうよう努力されたい

◇常動手話通訳者設置に関する請願 (意見) ただちに実現することとは困難であるが、将来趣旨にそうよう努力されたい。

◇児童公園の建設を求めめる請願 (意見) 当該地に限定せず児童遊園の設置方努力されたい

◇中小企業対策委員会の設置等に関する請願 (理由) 現段階においては、必要性を認めがたい。

◇東京電力地下高圧線埋設並びに下水道工事反対に関する陳情 (理由) 工事計画の取り消し又は変更は困難である。しかしながら施行にあたっては地元住民に十分説明して納得を得た上着工し、工事により地域住民に危険及び迷惑が及ばないよう呉々も配慮するよう別途申し入れたい。

一般質問

国技館誘致は

両国発展の拠点としたい

区民にキメ細かい防災意識の育成を

自由民主党

問 本区は、災害に弱い街として防災対策に努め、その柱の一つとして、自主防災組織の育成を行っているが、区民の中にはこの防災組織に入ることを望まない人もあり、さらには地震発生時に火の始末をしたことのない人もあると聞くが、これらに対する指導はどうするのか。

答 区民の一部には、本区が危険な地区であることを知りながら、自分は大丈夫であると安易な考えをもっている人もいる。これらの人には、起震車の利用などにより、地震の恐ろしさを

問 国技館の両国への誘致が進められているが、この予定地は災害時の避難広場として活用されることである。また、この地区には商店街もないので区民の利益に繋がらないのではないか、防災・中小企業振興対策の面から相撲発生の地、回向院隣りの日大講堂が適しているのではないか。

答 両国の発展については、ま

欠かんブロック塀の調査方法は

公明党

問 区は、先に発生した宮城県沖地震の教訓からブロック塀の崩壊を防ぐため、ブロック塀の調査委託や鉄筋検査機の購入を計画しているが、どのように実施していくのか。

答 対象としては、道路に面しているブロック塀で、区民から申し出のあったものを専門業者に調査委託し、基礎や積上げ方法など外観と鉄筋検査機により配筋状況などを調べ、その結果、病気で困っている人達が

訪問看護制度を確立せよ

共産党

問 区内の一部の医療機関では老人に対する訪問看護を行い、大勢の方から喜ばれている。しかし、現在、訪問看護が制度化されていないため十分なサービスが提供できず、呼ぶようになったということ

と一語一語口ごもってしまいました。「何でもよいぞ、遠慮なく申し出てみよう。」和は見えない眼に涙を一杯溜めながら、「眼が一つほしゅう」と言いました。

問 区内の一部の医療機関では訪問看護を実施している医療機関に対する助成と訪問看護のための相談窓口を設置できないか

答 訪問看護制度化については

繁業に結びつけるには工夫が必要である。また、防災的観点からすれば、建物を災害に耐えらるるものにすれば活用できる。日大講堂への移転は財政的に無理である。

学校主任制の実施は

問 都教委は学校主任制度の実施について都教委と合意したが区はどう進めているのか。

答 本区も十月一日から実施を目途に手続中であることを、区教組に伝えてあり、現在、相互に話し合っている。

震性のあるブロック塀に改修するのであれば、住宅修繕資金の融資を行い、利子補給をする。

自転車置場の確保を

問 区内の鉄道駅の周辺には、放置自転車があふれており、交通の妨げや盗みなど少年の非行にまで影響している。すでに区では、荷札作戦により放置自転車の撤去を行っているが、さらに強化するとともに、自転車置場の確保も必要があるのではないか。

答 放置自転車の問題は重要な課題であるが、現状では区民の足として認めざるをえないので一概に撤廃することは出来ない。最後は、区民の良識と責任にまたなければならぬが、当面は自転車置場の確保と荷札作戦の両面によってやっていく。

風呂付老人施設の設置を

問 区長は、老人対策と浴場業者の育成を混同して、風呂付老人施設の建設を回避している。老人の要望に応じて風呂付施設を設置すべきではないか。

答 ニコニコ入浴デーが好評であり、他区の風呂付老人施設でも見直しが行われている状態なので、今は考えていない。

防災組織づくりに区民の声を

問 住民防災組織づくりの手引きでは、この組織の役割を災害発生時の被害の軽減や事後処理を重点にしている。被害を未然に防ぐためには、防災計画作成

基本構想と21世紀像の視点はどこに

社会党

問 地方自治法では、特別区は議会の議決を経て基本構想を作ること義務づけられており、自治省の通達で、期間は十年から十五年を目指している。しかるに区は現在、二十年先の二十一世紀像の作成に着手している。今後の区政にどのように位置づけていくのか。

答 特別区が基本構想を作れることは、自治権拡充の証拠として意義は大きい。二十一世紀像は、遠い未来の墨田区像を概念的、哲学的に姿を描き出すものであり、基本構想は、その夢を先取りして、十年から十五年の期間内の墨田のあり方を描くものである。

第三回定例会 会議開会状況

9月20日	運営委員会
本会議	
21日	本会議
22日	区民衛生委員会
25日	厚生文教委員会
26日	建設委員会
27日	総務委員会
29日	運営委員会
区議会だより編集委員会	
本会議	
決算特別委員会	

両国駅周辺の再開発はどのように

新自由クラブ

問 両国駅周辺の再開発問題は国鉄バスターミナル敷地への国技館の誘致・江東市場の移転並びに両国駅舎の建替と地下鉄十二号線の問題など、その事業規模からして、区の将来に最も重要な案件ばかりである。さらに、都の防災拠点構想の見直しの中で、旧安田庭園の隣接家屋の立退きが住民を不安に陥らせている。区長はこれらの問題をどのように考えるか。

答 国鉄用地内への国技館の誘致はバスターミナルを移転させて行なうものではない。江東市場の問題は、都が葛西沖埋立地のなかで、都の防災拠点構想の見直しの中で、旧安田庭園の隣接家屋の立退きが住民を不安に陥らせている。区長はこれらの問題をどのように考えるか。

第四回定例会は十一月に

第三回定例会は九月に終りましたが、次の墨田区議会定例会は十一月に開かれることになっています。区議会の会議は、その年の始めに、いつ開くかが決まっていますが、今年も、三月、六月、九月、十一月と決めました年四回、決まった時期に開かれる会議という意味で定例会と呼んでいます。

墨田区議会は本会議、委員会とも傍聴できますが、会議日程は、運営委員会等で検討され、十一月中旬には、はっきりする予定です。

お問い合わせは、区議会事務局 議事係まで ☎63-3151 内線246

区議会だより

隅田川のほとり

一之橋

墨田区内には、堅川と横川があります。これは江戸時代に本所の開拓を行う時、このあたりの土地が低地で水はけが悪かったため、堀割りを作って水はけを良くするため、材木とか砂利などを運ぶための水路とするため、幕府の手によって堀割られたものです。江戸城からたてに見るので「堅川」、横に見るので「横川」と名付けられました。

のあと万治二年(一六五九)にかけられました。一之橋に由来する人に「杉山和一」がいます。杉山和一がいたのは、五代將軍綱吉の時代。眼が不自由な和一は鍼(はり)を勉強したいと思い、江戸に出て鍼の先生の弟子になりました。しかし、生来の不器用。とうとう破門されてしまいました。和

一は発憤し一心不乱に勉強にげみ、管を使って鍼を刺すという方法を考えつきました。この方法だといままでと違い、はるかに簡単に鍼を刺すことが出来

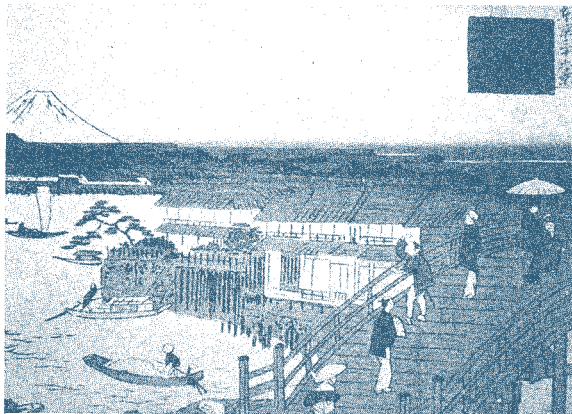
「すぐその杉山和一とか言う男を呼べ。」

和一は、早速將軍のもとにはせ参じ、得意の管を使っての鍼を刺しました。すると数日後、將軍の病氣はうそのように直り晴々とした表情になりました。

喜んだ將軍は、すぐ和一を呼び「おまえのお陰でこんなに元気になった。ほうびを取らそう、何か望むものはなにか、何でも取らずぞ。」

和一はうつむきながら「ただ一つございます……。」

その堅川に最初にかけられた橋が一之橋、二之橋、三之橋、四之橋、五之橋で、明暦の大火



東京三十六景に描かれた一之橋

9月20日	運営委員会
本会議	
21日	本会議
22日	区民衛生委員会
25日	厚生文教委員会
26日	建設委員会
27日	総務委員会
29日	運営委員会
区議会だより編集委員会	
本会議	
決算特別委員会	

機構改革は成功しているか 昨年八月に、機構改革を行い経営感覚を行政の中に取り入れようとしたが、各部課間に仕事の偏重が見られ、十分組織が活用されていないのではないかと答 組織改正の効果はすぐ現われるものではないが、改正目的を職員にも十分理解させ、真価が発揮出来るよう努めている。

異常に暑かった夏も過ぎ去り、爽やかな秋風がこころに良く感じる季節となりました。今後とも区議会が皆様の身近かなものとなり、ご期待にそなうよう一生懸命頑張っております。 意見・ご希望がありましたら区議会事務局調査係 ☎63-3151 内線246へ